

中小企業経営承継円滑化法

後継者への円滑な事業承継が大きな問題となっています。

事業承継と遺留分

遺留分とは、被相続人の兄弟姉妹以外の相続人に対して留保された相続財産の割合をいいます。

たとえば中小企業の経営者 A(配偶者はすでに死亡)に、B、C、D の3人の子供がおり、A が、B を後継者にしたいと考えたとします。A の財産は、会社の株、工場の土地建物で、A としては、会社の財産すべてを B に取得させたいのですが、そのような内容の遺言をkaitても、生前に B に贈与しても、C、D は、本来の相続分(それぞれ1/3)の半分については、B に対して遺留分を主張することができます。つまり、A の死後、C、D は B にたいして、6分の1ずつの遺留分を主張することができます。

・遺留分制度に対する特例

そこで、経営承継円滑化法では、2 つの特例を設けました。

中小企業の経営者が生前に相続人である後継者に対し、自社株式を贈与しておいた場合に今までの法律では後継者以外の相続人が後継者に対し遺留分の請求をすることができ、それにより、後継者への株式集中が損なわれることがありました。新しい法律では当事者全員の合意を条件に生前に贈与した株式等を遺留分の算定基礎となる財産から除外できることになりました。(生前に贈与を受けた自社株式等を遺留分基礎財産から除外できる特例)

生前に贈与を受けた株式について、贈

与を受けた後に株式の評価が上昇することがあります。この上昇分は、後継者が一生懸命努力して業績を向上させた結果であることも考えられます。にもかかわらず、その上昇分が将来相続税に影響してしまうのでは、貢献度に対しても税金がかかることになってしまいます。

(生前に贈与を受けた自社株式等の評価額をあらかじめ固定することができる)

これまでにも、被相続人の生前に、相続人が、家庭裁判所の許可を得て、遺留分を放棄する制度がありましたが、ほとんど使われることはありませんでした。

このほかに、中小企業経営承継円滑化法には、次の2つのポイントがあります。

・相続税の課税の特例

事業承継の際に自社株式等にかかる多額な相続税の負担を軽減するために、「取り引き相場のない株式等の納税猶予制度」

・金融支援

相続に伴って、株式・事業用資産等を非後継者である相続人から会社または後継者が買い取らなければならないときには、緊急に資金が必要になります。また、後継者が経営者として金融機関からの信頼を獲得するまでの取引条件の悪化などに対応するため、経済産業大臣の承認を受けた中小企業または代表者は、中小企業信用保険方の特例および日本政策金融公庫法の特例が設けられることにより融資を受けることが可能になります。